



佐賀労働局発表
令和元年7月30日(火)

担 当	厚生労働省佐賀労働局職業安定部 需給調整事業室長 築地 司 需給調整指導官 金子歩・富崎寛次 TEL 0952-32-7219 FAX 0952-32-7223 http://saga.roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

新制度「派遣労働者の同一労働同一賃金」に係る 特別相談窓口を開設します

平成30年7月6日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立したことにより、労働者派遣法が改正され、令和2年4月1日に施行されることとなりました。

これにより、派遣元事業主は、派遣先に雇用される通常の労働者（無期雇用フルタイム労働者）と派遣労働者との間の不合理な待遇差の禁止等に係る措置を講じること等が義務付けられます。（いわゆる「派遣労働者の同一労働同一賃金」）

この新制度の施行にあたり、派遣元事業主、派遣先事業主、派遣労働者等からの相談等に対応するため、佐賀労働局（局長 菊池泰文）に「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」（無料相談窓口）を開設します。

1 相談窓口業務開始日

令和元年8月1日(木)

2 相談窓口設置場所

佐賀労働局 職業安定部 需給調整事業室

「佐賀労働局 派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」

佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎6階 TEL 0952-32-7219

3 受付時間

平日8:30~17:15

4 相談にあたっての留意点

事前にお電話で来訪日時をご予約ください。

※ご予約がなくても来所いただけますが、お待たせする場合があります。

派遣労働者と事業主向け

無料相談窓口のご案内

令和2年4月1日に、

派遣労働者の**同一労働同一賃金**の実現に向けた改正労働者派遣法が施行されます。

「派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容がわからない」

「どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない」

「派遣先の正社員との待遇差が気になる」といった悩みを持つ派遣労働者や事業主のために、佐賀労働局に無料で相談できる「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」を設置します。



お問い合わせ先

下記電話番号から、来所日時をご予約ください。

☎ 0952-32-7219

(受付：平日 8:30~17:15)

※ご予約がなくても来所いただけますが、お待たせする可能性があります。

無料相談窓口業務開始日：令和元年8月1日

<アクセス>

佐賀労働局

職業安定部 需給調整事業室

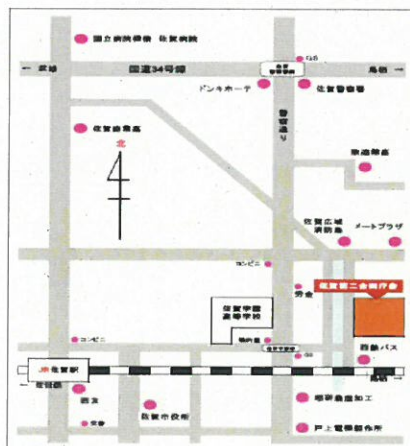
「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」

〒840-0801

佐賀県佐賀市駅前中央3丁目

3番20号

佐賀第二合同庁舎6階



- ※ 法律の施行日（令和2年4月1日）前は、対応できる支援が限られる可能性があります。
- ※ 雇用管理の改善に関する具体的な相談は、「佐賀働き方改革推進支援センター」（佐賀市川原町8-27 ☎0120-610-464）もご利用できます。
- ※ 寄せられたご質問などに対しては、労働局の担当者をご説明します。